

# 中東情勢を踏まえた燃料油・石油製品の安定供給確保及び 重要物資の安定的な供給確保の対応状況

2026年6月4日

関東経済産業局

# 1. 国の対応状況等

# 中東情勢に伴う重要物資の 安定的な供給確保のためのタスクフォースについて

関係行政機関の緊密な連携の下、中東情勢に関する情報の収集・共有・提供を適切に行い、エネルギーの安定供給の確保等を図るため、3月24日に第1回「**中東情勢に関する関係閣僚会議**」を開催。また、本会議の下に、中東情勢に伴う重要物資の安定的な供給確保のための「**タスクフォース**」を設置。

## ※タスクフォース メンバー

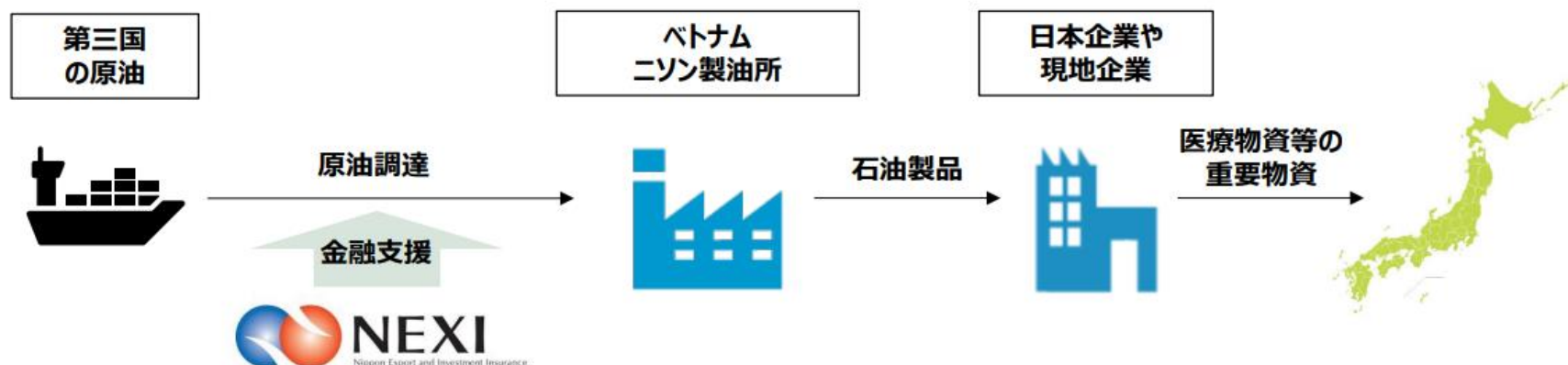
議長	内閣官房副長官補（内政担当）
副議長	内閣官房副長官補（外政担当）
構成員	厚生労働省政策統括官（総合政策担当）
	農林水産省大臣官房総括審議官
	経済産業省大臣官房政策立案総括審議官
	経済産業省大臣官房商務・サービス審議官
	経済産業省製造産業局長
	経済産業省資源エネルギー庁次長
	国土交通省総合政策局長
	環境省環境再生・資源循環局長

# 「POWERER Asia」の下での原油調達支援

- 5月2日の日ベトナム首脳会談において、「POWERER Asia」の**第一号案件**として、ベトナムの**ニソン製油所の第三国からの原油調達**について、**NEXIを通じて金融支援**する方向で一致。
- 同製油所で精製される石油製品の供給は、**ベトナムの経済活動を支え**、**日系企業のサプライチェーンの維持**、**日本への医療物資等の重要物資の安定供給**等に貢献。

## 【日ベトナム両国に資する協力】

- ✓ 経済活動に必要なエネルギー調達の支援
- ✓ 医療物資を含む重要物資の工場の稼働やサプライチェーンの維持



# 赤澤大臣および山田副大臣の中東出張

## 赤澤大臣出張（サウジ・UAE）

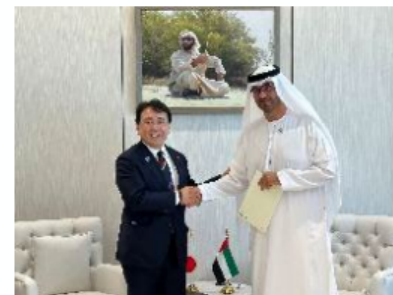
### （1）サウジアラビア

- 5月4日にファイサル外務大臣と会談、ムハンマド皇太子宛の高市総理の親書を手交。
- 5月7日には、アブドルアジーズ エネルギー大臣とオンライン会談。総理親書に基づく日本の提案を含むあらゆる選択肢を二国間で検討するためのタスクフォースを立ち上げ。



### （2）UAE

- 5月5日にジャーベル産業・先端技術大臣兼アブダビ国営石油 Group CEO 兼日本担当特使との会談、ムハンマド大統領宛の高市総理の親書を手交。①原油供給の拡大、②共同備蓄の迅速な補充、③共同備蓄の増強、④「パワー・アジア」に基づくアジアでの備蓄協力、⑤生産・輸送能力や代替ルートの強化について提案。これらの具体化に向けた議論を進めることで一致。



## 山田副大臣出張（UAE・カタール・クウェート・オマーン）

- 原油等の安定供給の働きかけや「パワー・アジア」を活用した生産施設・代替ルートへの金融支援に係る議論を実施し、先方から前向きな反応を得た。

# 日韓エネルギー安全保障・サプライチェーン強靱化協力

- 5月19日（火）、韓国・安東での日韓首脳会談において、①先月発表された「パワー・アジア」の下でのインド太平洋地域の備蓄強化を含むエネルギー供給強靱化及び②原油・石油製品及びLNGの相互融通・スワップ取引を含む日韓両国のエネルギー安全保障強化の2つを柱とする日韓協力を立上げ、具体的な行動を共同で検討していくことで一致。
- 赤澤経済産業大臣は、韓国キム産業通商部長官とのオンライン会談を行い、首脳会談の成果として、以下の分野を含む共同プレスリリースを発表。

## 1. 日韓エネルギー安全保障強化

緊急時も含めた円滑な協力を可能とするため、以下の分野に焦点を当てた官民連携を促進。

### (1) 原油・石油製品

- 危機時における不必要な輸出規制の抑制を含む、原油・石油製品のスワップ及び相互融通

### (2) LNG

- 世界有数の輸入国として、両国政府間の相互融通の強化を含むLNG運用の最適化を推進

## 2. サプライチェーン強靱化

- 危機対応メカニズム強化を含む重要分野におけるサプライチェーン強靱化

## 3. アジアにおけるエネルギー供給強靱化に向けた連携

- 日本提案の「パワー・アジア」等の取組を通じ、備蓄を含む分野での協力の可能性を検討

# 原油の代替調達への動向

- 原油について、5月は、現時点で約6割の代替調達が実現できる見込み。
- 6月は、現時点で約7割以上の調達に目途。特に米国からは前年比約8倍（5月調達分から倍増）の調達に目途。
- 中東や米国に加え、中南米、アジア太平洋、5月には中央アジア、6月にはアフリカにも原油調達先が拡大される予定であり、原油調達先の多角化が進展。
- 7月の代替調達についても、6月の水準を更に上回る水準を確保するべく、最大限取り組む。



4月調達分  
代替調達約25%（日量59万バレル）



5月調達分  
代替調達約6割（日量約140万バレル）



※上記の代替調達量日量約140万バレルに加え、4月29日にホルムズ海峡を通過した原油タンカー分日量約7万バレルが到達予定。

6月調達分  
代替調達約7割以上（日量165万バレル以上）



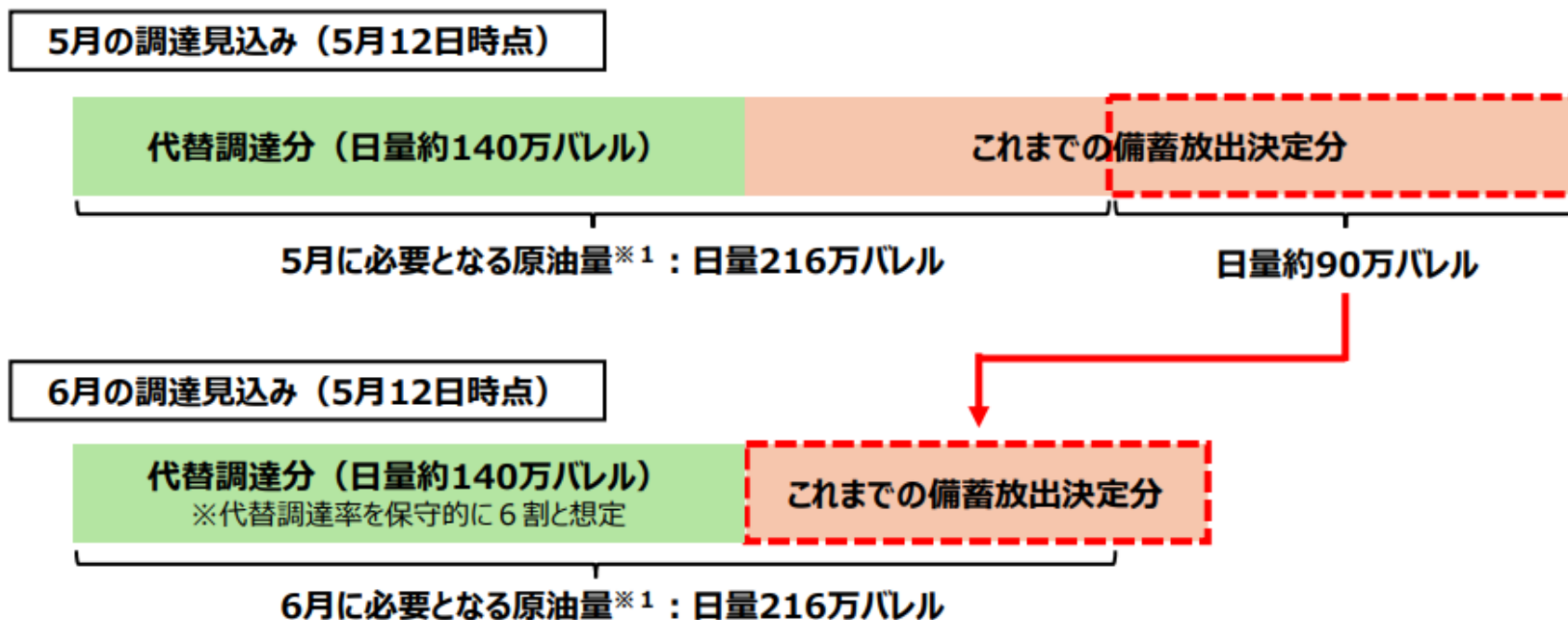
注1：4月の実績値は製油所に到達した原油量の総量であり、各種統計との誤差が生じることがある。

注2：5月12日時点。原油タンカーの配船・運航状況等により、遅れが生じれば日本着が後ろ倒しになるため、月ごとの調達量には変動が生じ得る。

注3：上記表示以外の詳細な国名やルートについては、民間企業の契約に関する事柄であることに加え、安全対策上の理由から非公表としている。

# 当面の備蓄方針について

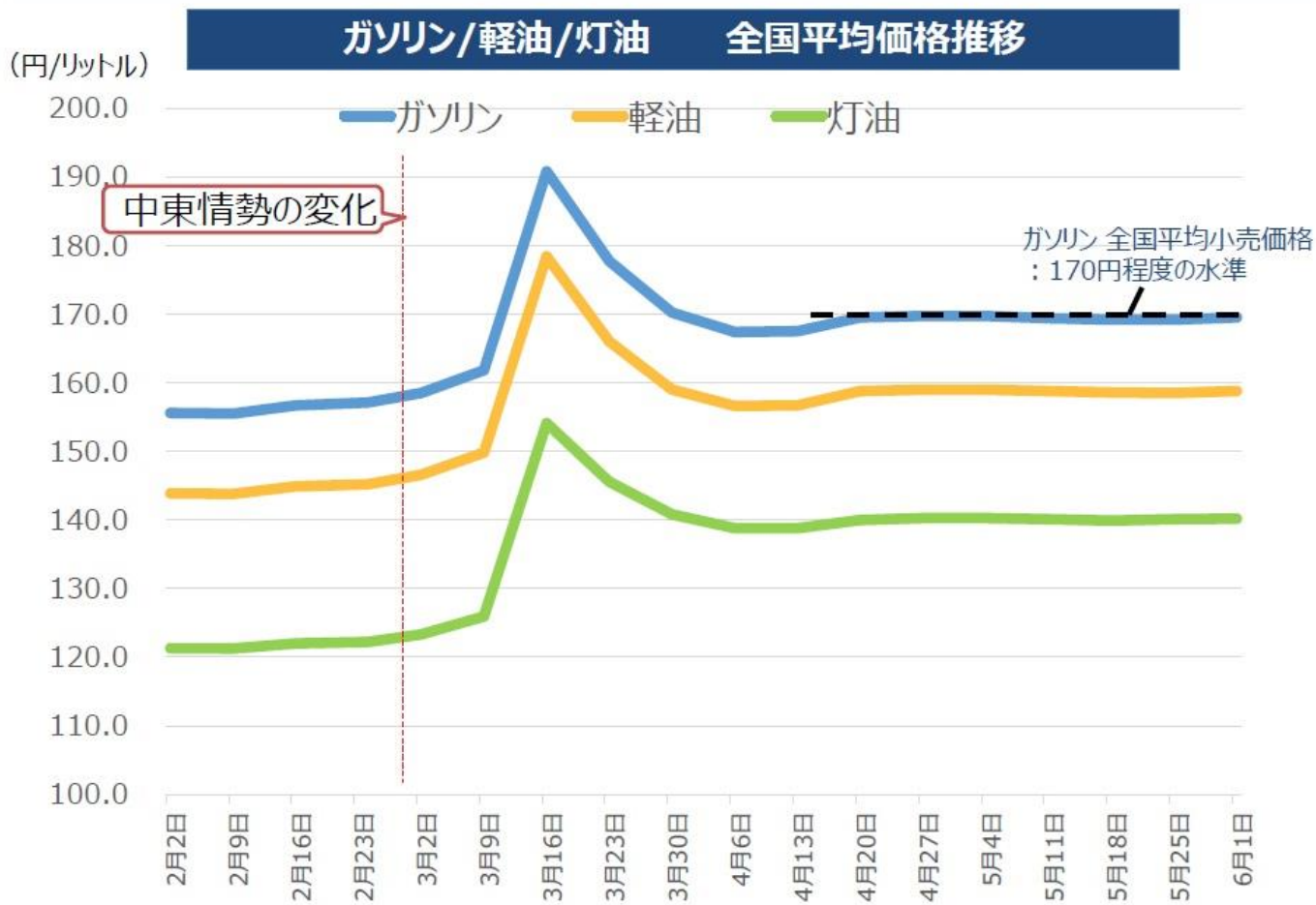
- 第2弾の国家備蓄放出に際しては、5月の代替調達率を保守的に4割と想定して放出量を決定した一方、現時点では、当初の想定を上回る約6割（日量約140万バレル）の代替調達の実現が見込み。
- また、6月についても約7割以上の代替調達に目途。輸送上のリスクを考慮し、代替調達率を保守的に6割（日量約140万バレル）と想定しても、これまでの備蓄放出決定分を活用し、6月に必要な原油を確保できる見通し。このため、今月の第3弾の国家備蓄放出の決定は行わないこととする。
- 民間備蓄の義務水準（現在は55日）は、次の1か月間も維持することとする。
- 来月以降の国家備蓄放出については、今後の代替調達の状況を踏まえ、必要に応じ、機動的に対応を行っていく。



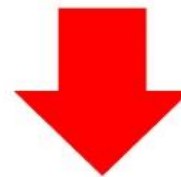
※ 1：前年同月並みの生産に必要な原油量（5月及び6月に必要となる原油量は、年平均（日量236万バレル）よりも少ない）。

# 緊急的な激変緩和措置について

- 緊急的な激変緩和措置を3月19日（木）から実施。
- ガソリン小売価格を全国平均で1リッター当たり170円程度に抑制するための補助を実施。  
軽油、灯油、重油はガソリンと同額、航空機燃料はその4割を補助。
- これにより、制度開始前の3月16日（月）に190.8円であったガソリンの全国平均小売価格は、170円程度、軽油、灯油もそれぞれ159円程度、140円程度の水準に低下。



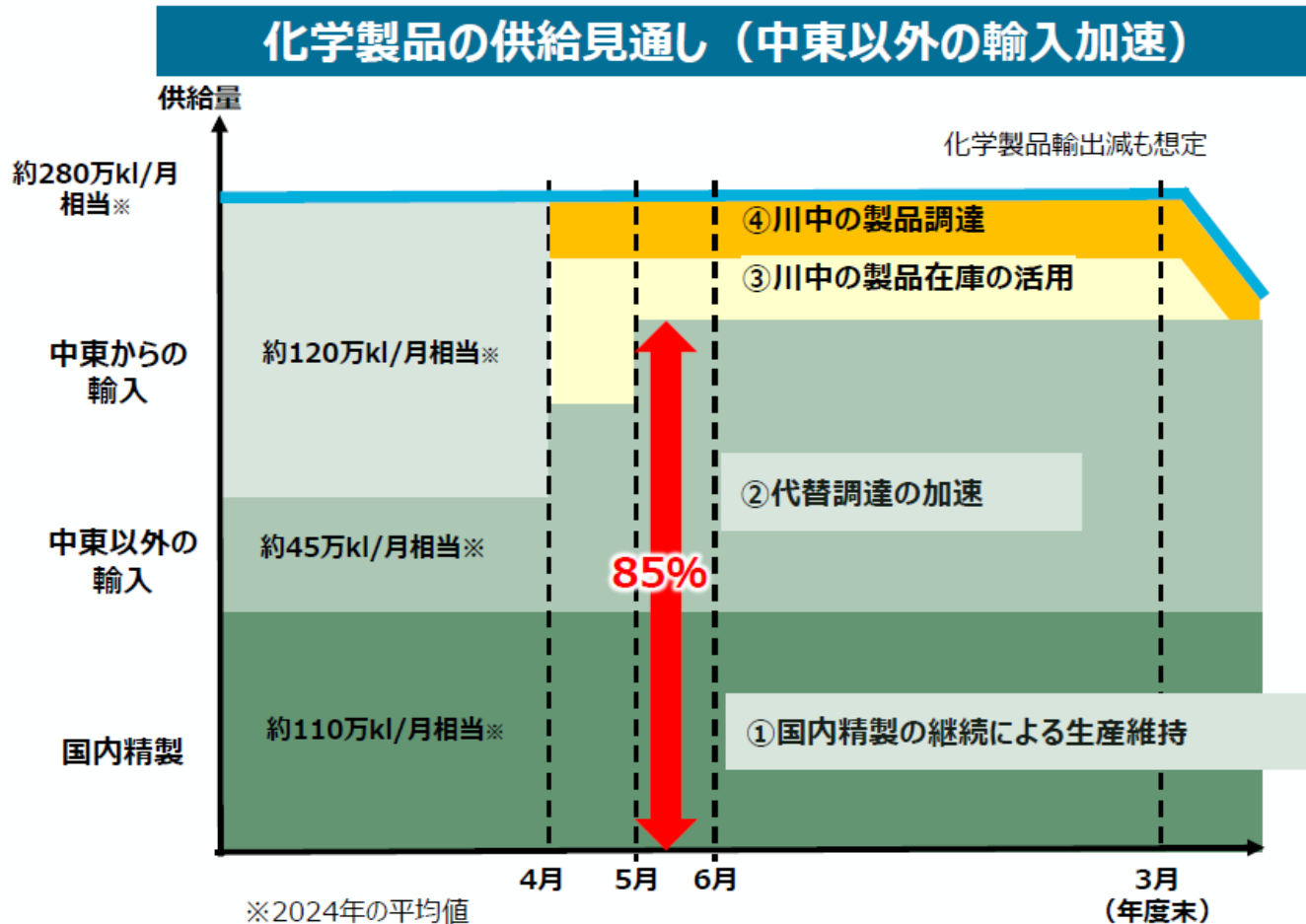
3月16日（月）  
ガソリン 190.8円  
軽油 178.4円  
灯油 154.1円



ガソリン 170円程度  
軽油 159円程度  
灯油 140円程度  
の水準

# ナフサ由来の化学製品の需給見通し

- 国内でのナフサの精製を継続していることに加え、代替調達で、従来の85%の水準まで回復。
- 川中の製品輸入が大幅に進み、4月の川中在庫の活用は、0.1ヶ月分（1.8→1.7カ月）に抑えられた。
- このため、ナフサ由来の化学製品を含む石油製品は、「年度を越えて」、供給継続が可能となる見込み。



※2026年6月2日 中東情勢に関する関係閣僚会議（第9回）資料より抜粋

# 化学製品の安定供給の見通し

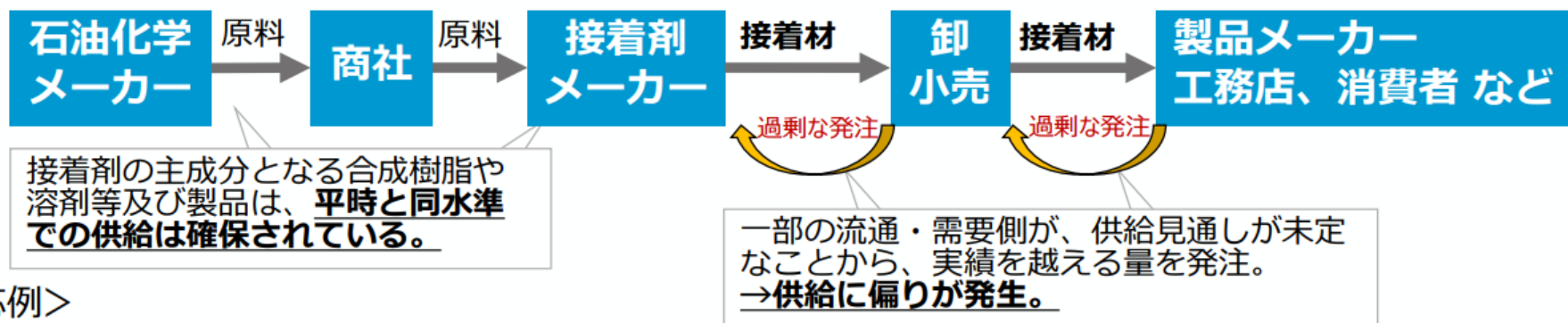
- 川上の石油化学工業協会に加え、川中・川下の塗料、シンナー、塩ビ管、断熱材の産業界は、  
①足下の供給量は安定・増加し、②**今後も継続的に供給できる見通し**であることを発信。

主な製品	業界団体	足下の供給状況	今後の供給見通し
ポリエチレン ポリスチレン 等	①石油化学工業協会 (5/27)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 3、4月：全体として供給は維持</li> <li>● 在庫：国内需要の3ヶ月以上の水準を維持</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 中東以外からの輸入ナフサは5月は大幅に増加見込み</li> <li>● <b>5月以降も平年並みの供給が見込まれ、引き続き需要を満たすべく安定供給を維持</b></li> </ul>
塗料、 シンナー	②日本塗料工業会 (5/29)	(出荷前年同月比) <ul style="list-style-type: none"> <li>● 3月：塗料111%、シンナー115%</li> <li>● 4月：塗料115%(シンナー6/12公表予定)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● <b>5月以降も引き続き平年並み以上の供給を継続</b></li> </ul>
印刷インキ	③印刷インキ工業会 (5/29)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 3、4月：出荷量は前年同月比105%、106%</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● <b>5月以降においても供給に問題は生じておらず、平年並みの安定供給が可能と見込む</b></li> </ul>
塩ビ管、 塩ビ継手	④塩化ビニル管・継手協会 (5/29)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 3、4月：前年同月を上回る生産量、出荷量を達成</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● <b>5月以降、平年並の生産、出荷を維持できる見込み</b></li> </ul>
断熱材	⑤ウレタンフォーム工業会 (5/28)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 全体では通常時と同様に生産・出荷を継続</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● <b>今後も前年同月並の生産・供給量を維持できる状況</b></li> </ul>
	⑥フェノールフォーム協会 (5/28)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 3、4月：前年同月以上の供給を実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● <b>5月以降も平年並みの生産ができる見通しが立つ</b></li> </ul>
	⑦押出発泡ポリスチレン工業会 (5/29)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 3、4月：前年同月同レベルの供給を維持</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● <b>5月以降も、前年同月同レベルの安定供給が可能となる見込み</b></li> </ul>
ユニットバス	⑧キッチン・バス工業会 (5/29)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 3、4月：出荷台数は、前年同月比102%、99%</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● <b>通常時の発注を前提に安定的な製品供給の維持が可能となる見込み</b></li> </ul>

# 需要側の過剰な発注が流通の目詰まりに繋がった事例

- ①川上の供給量が足りている、②中間財メーカーも通常の量の供給が維持しているにもかかわらず、流通・需要側の一部が、普段よりも多く石油製品を発注した結果、中間財メーカーや卸小売の混乱を招き、「流通の目詰まり」に繋がった事例が見られる。
- 原油やナフサ由来の化学製品の供給が、「年を越えて」継続できることの理解を広め、前年同月同量を基本とした調達を行って頂くよう徹底的な周知・広報を進めていく。

## <接着剤の事例>



## <対応例>

### ①接着剤（3月下旬頃から過剰発注発生）

- ・4月20日、日本接着剤工業会から需要側に対して、①通常の事業活動に基づく適正な購買・在庫水準の維持、②過度な先行発注や買い占め行動の自制等を協力要請。
- ・4月21日、経産省・国交省から住宅・建材設備業界向けの説明会を開催。  
⇒目詰まりを順次、解決。

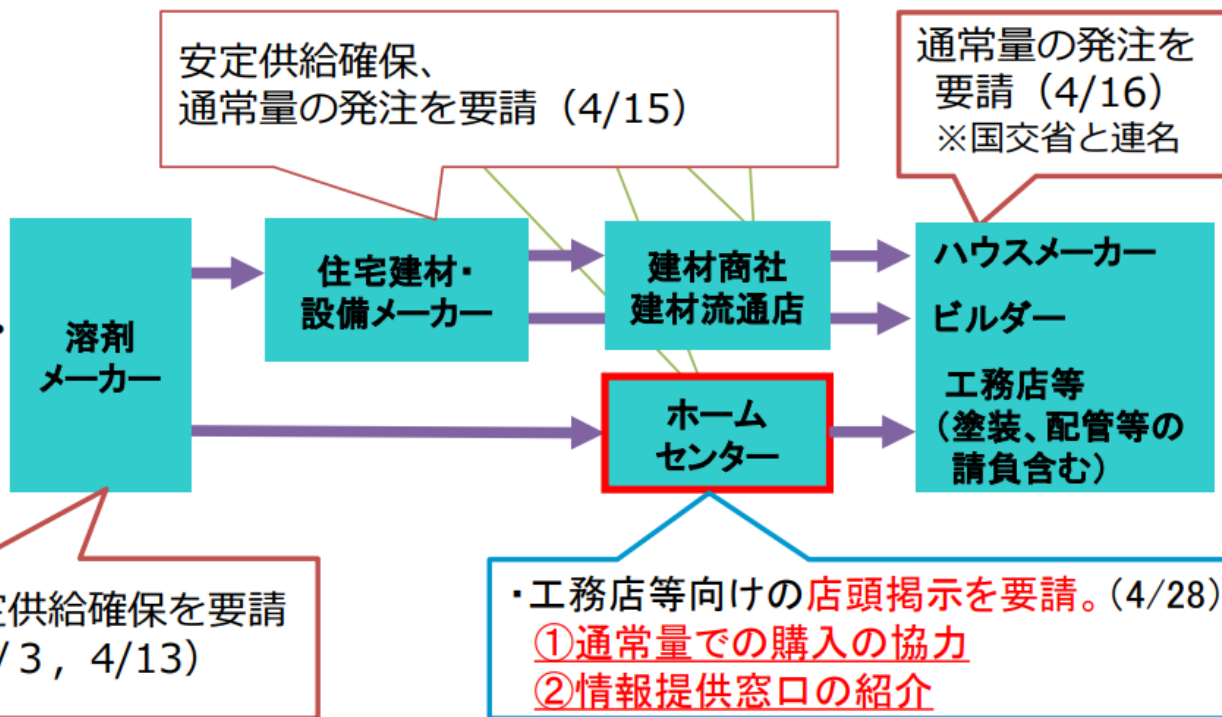
### ②潤滑油（3月下旬頃から過剰発注発生）

- ・4月17日、資源エネルギー庁から、元売事業者・潤滑油等事業者に対して、前年同月比同量を基本としつつ、3月に前年同月比量を上回る水準を購入した流通事業者や需要家に対しては4月以降の供給量を調整し、供給を継続していただくよう要請。  
⇒目詰まりを順次、解決。

# ホームセンターにおける工務店等への協力依頼

- 個人事業者を含む工務店等が、円滑に住宅の新築・リフォームを行うためには、**サプライチェーン上の各プレイヤーが製品の安定供給や通常量の発注を行うことが重要**。これまで、サプライチェーンの各プレイヤーに働きかけを実施。
- 4月28日、経済産業省から日本DIY・ホームセンター協会に対し、工務店等がシンナー、塗料等を購入する**ホームセンターにおいて、①通常量での購入の協力、②情報提供窓口の紹介**を記載した店頭掲示（貼り紙）を要請。

## ＜工務店等を含むサプライチェーン（溶剤の例）＞



## ＜ホームセンターにおける貼り紙＞

令和8年4月28日時点版

中東情勢等を踏まえた、シンナー、塗料等の溶剤、住宅資材を購入予定の皆様へのお願い

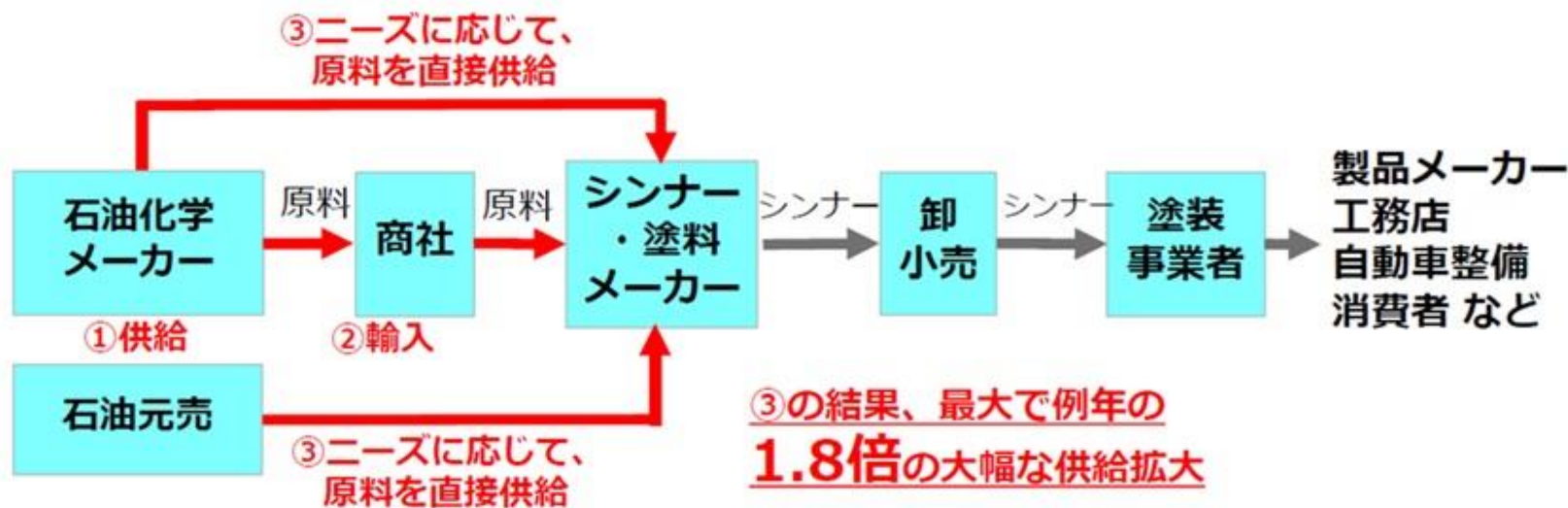
シンナーや塗料、接着剤等については、日本全体で、昨年とほぼ同量の供給を確保できていますので、下記についてご協力をお願いします。

- 一時的な需給逼迫防止のため、**通常量の購入にご協力**をお願いします。  
※商品の在庫状況は店舗により異なります。店舗に別途、購入に関する案内が掲示されている場合は、そちらもご確認ください。
- 調達についてお困りの場合は、QRコードの**経済産業省**（中東情勢関連対策ワンストップポータル）まで、**情報提供をお願いします。**

# トルエン等の大幅増産：シンナー・塗料の目詰まり解消対策

- ナフサ由来の化学製品については日本全体として必要な量は足りているものの、依然として、塗料・シンナー等の供給の偏り・流通の目詰まりが生じていることを踏まえ、今般、これらの原料となるトルエン等について、シンナー・塗料メーカーからの要請に応じて、最大で例年の1.8倍の大幅な供給拡大を実施する。
- これにより、国内の平時の需要を大幅に上回る塗料・シンナーが今後大量に供給されることが見込まれるため、地方も含めた工務店等に塗料・シンナーが行き渡ることを狙う。

- ①石油化学メーカーによる供給、②商社による輸入に加え、③石油元売が原油を精製する段階で得られるトルエン等を、直接シンナーメーカー向けに供給するルートを強化。

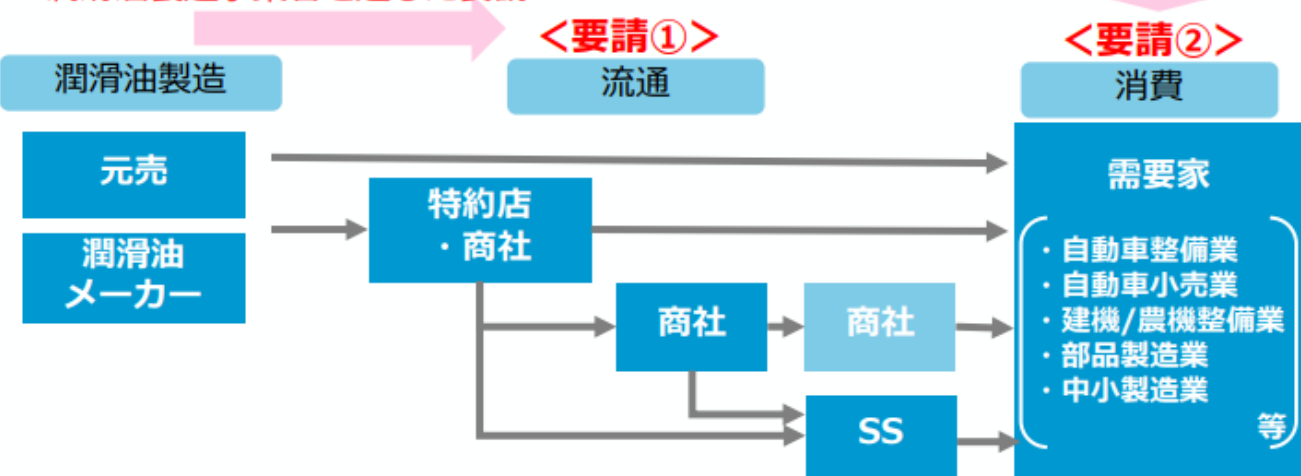


# 潤滑油の安定供給に向けた流通事業者・需要家への要請

- 日本全体で必要な量は確保されているが、3月下旬から供給不安を抱く流通事業者・需要家が大量発注したことで、一部で供給に偏りが発生したため、4月17日（金）に潤滑油製造事業者に対し、前年同月比同量の販売に向けた取組を要請。
- それ以降も、工作機械向けの機械油や自動車向けのエンジン油を中心に供給不安を抱く需要家からの相談件数は増加傾向。
- サプライチェーン構造が多様かつ多層的であることを踏まえ、潤滑油製造事業者から、下流の取引先に対し、前年同月比同量を基本とした購入と、困った場合の経産省への情報提供を呼びかけるとともに、分かりやすいチラシを展開するよう要請（要請①）。
- また、エンジン油を使用する自動車整備業、自動車用品小売、建機・農機整備業、及び機械油を使用する部品製造業、中小製造業の関係業界団体から、所属の需要家に同様の取組を行うよう要請（要請②）。

潤滑油製造事業者を通じた要請

業界団体を通じた要請



潤滑油（エンジン油や機械油など）を  
購入予定の皆様へのお願い

潤滑油については、日本全体で、昨年とほぼ同量の供給を確保できています。一方、一部で前年を超える購入が行われることで供給に偏りや遅れが生じています。...については、下記についてご協力をお願いします。



① 一時的な需給逼迫防止のため、前年同月比同量を基本とした購入にご協力をお願いします。

※商品の在庫状況は販売者により異なります。販売者から、別途、購入に関する案内がある場合は、そちらもご確認ください。



② 調達についてお困りの場合は、QRコードの経済産業省（中東情勢関連対策ワンストップポータル）まで、情報提供をお願いします。



経済産業省

# 潤滑油の安定供給に向けた取組の要請先

## 要請先① 潤滑油製造業者

- 石油元売事業者
- 潤滑油メーカー

## 要請先② 潤滑油（機械油、エンジン油）の需要先業界団体

- 日本商工会議所
- 全国商工会連合会
- 日本電機工業会
- 日本工作機械工業会
- 日本産業機械工業会
- 日本冷凍空調工業会
- カメラ映像機器工業会
- 日本真空工業会
- 日本計量機器工業連合会
- 日本ベアリング工業会
- 日本フルードパワー工業会
- 日本自動販売システム機械工業会
- 日本歯車工業会
- 日本繊維機械協会
- 日本ロボット工業会
- 全国農業協同組合連合会
- 全国農業機械商業協同組合連合会
- 日本自動車工業会
- 日本自動車部品工業会
- 日本自動車車体工業会
- 日本自動車部品協会
- 自動車部品小売業協会
- 日本建設機械工業会
- 日本農業機械工業会
- 日本農業機械化協会
- 日本自動車整備振興会連合会
- 日本バス協会
- 全国ハイヤー・タクシー連合会
- 全日本トラック協会

# 燃料・潤滑油の供給の偏り・流通の円滑化等への主な対応状況

令和8年5月29日時点

- 直接販売スキーム及び前年同月比同量の要請を元に、433件を解消。

## 医療関係

- カテーテルの滅菌工程に必要なボイラー用A重油について、供給確保
- 手術用器械などの医療機器を製造する際に必要な潤滑油について、新規に石油元売会社からの直接販売を実施【直販】
- 医療機器の素材製造に使用するA重油について、供給確保
- 錠剤製造の滅菌工程に必要なボイラー用灯油について、供給確保
- 病院でリネン類の洗濯に使用するボイラー用A重油について、供給確保【直販】
- 診療所の暖房・給湯に必要なA重油について、供給確保
- 歯科用器械の部品加工のための潤滑油を確保【直販】
- 血液検査装置の試験管を研磨するための潤滑油を確保【直販】
- 特別養護老人ホームの暖房・調理・入浴で使用するボイラー用A重油について、供給確保【直販】

※下線は、5月20日時点からの更新情報

# 燃料・潤滑油の供給の偏り・流通の円滑化等への主な対応状況

令和8年5月29日時点

- 直接販売スキーム及び前年同月比同量の要請を元に、433件を解消。

## 交通 ・公共サービス関係

- ・九州地方の路線バスの軽油について、供給確保
- ・海底ケーブル敷設船の燃料となるA重油について、供給確保
- ・下水処理施設の雨水ポンプの運転に必要なA重油について、供給確保
- ・中部地方のし尿処理施設で使用するA重油について、新規に石油元売会社からの直接販売を実施【直販】
- ・学校給食の調理に必要なA重油について、供給確保【直販】
- ・離島向けフェリーの運航に使用するA重油について、供給確保【直販】
- ・海洋調査の研究船の運航に使用するA重油について、供給確保
- ・地方鉄道の運行に使用する潤滑油について、供給確保
- ・発電所の所内設備の結露防止に使用するA重油について、供給確保【直販】
- ・ごみ焼却施設で使用するA重油について、供給確保【直販】
- ・Child食品の配送用トラックで使用する軽油について、供給確保
- ・自動車整備工場で使用する潤滑油について、供給確保

※下線は、5月20日時点からの更新情報

# 燃料の供給の偏り・流通の円滑化等への主な対応状況

令和8年5月29日時点

- 直接販売スキーム及び前年同月比同量の要請を元に、433件を解消。

## 農水畜産業関係

- 乳製品工場で使用するA重油について、供給確保
- 茶製造に必要なA重油について、新規に石油元売会社からの直接販売を実施【直販】（九州・東海）
- 大規模な農村地域における農業機械用のガソリン・軽油について、石油元売会社からの直接販売を実施【直販】
- 養殖用の稚魚や畜産用の飼料製造に必要なA重油について、供給確保
- と畜場のボイラー稼働に必要なA重油について、供給確保
- 漁船の運航に必要なA重油について、石油元売会社からの直接販売を実施【直販】
- 油脂等を製造する際に使用するA重油について、供給確保
- 関東地方及び近畿地方の茶製造に必要なA重油について、供給確保
- 果樹やきのこの栽培に必要なA重油について、供給確保
- 製麺工場でのボイラー稼働に使用するA重油について、供給確保
- 冷凍食品工場でのボイラー稼働に使用するA重油について、供給確保

※下線は、5月20日時点からの更新情報

# 燃料の供給の偏り・流通の円滑化等への主な対応状況

令和8年5月29日時点

- 直接販売スキーム及び前年同月比同量の要請を元に、433件を解消。

## 重要物資 製造業関係

- 半導体製造に必要なボイラー稼働に使用するA重油について、供給確保
- 電池製造に必要なボイラー稼働に使用するA重油について、供給確保
- 船用エンジン出荷前の陸上試験に必要なA重油について、石油元売会社からの直接販売を実施【直販】

※下線は、5月20日時点からの更新情報

# 塗料・シンナーの目詰まり解消対策強化について

- 塗料・シンナーに関して、川上～川中（石油化学メーカー、商社、塗料・シンナーメーカー）については、順次、出荷が実績並に戻りつつある一方、川中～川下において、一部で供給の偏りや流通の目詰まりが残っている状況。
- 目詰まり解消対策をもう一段強化すべく、地方支分部局（地方経産局・地方整備局等）と本省（経産省・国交省等）とが連携し、以下取組を実施することで、プッシュ型で一つ一つ確実に解消していく。

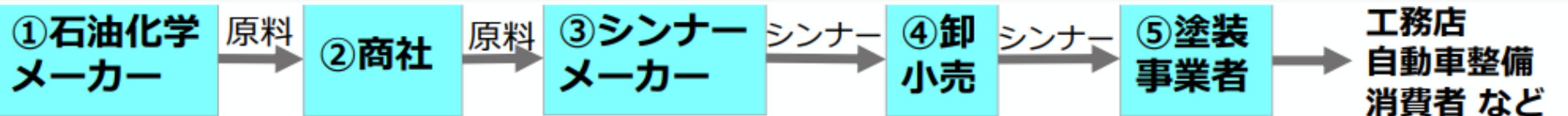
## 各地域における目詰まり解消対策の強化

- ① 塗料・シンナーについて、各地域の主要な卸・小売（108社）に対し、各地方経産局がヒアリングを行い、塗料・シンナーの仕入れ・出荷状況を聴取。
- ② 聴取内容を経産省でとりまとめ、目詰まりが生じている場合は、塗料・シンナーメーカー等への確認、企業間の認識共有を支援。
- ③ 上記情報を、地方整備局による工務店団体等に対する情報提供や国交省における供給状況の把握・目詰まりの特定・解消に活用。



# 塗料・シンナーの目詰まりの主な類型

- これまでの供給の偏りや流通の目詰まりは、主に以下3つに類型化。



類型	事例	解消策
<b>【1】</b> 原料・製品の供給見通しが共有されず、供給量を抑制 (①～③)	石油化学メーカー(①)が、「4月は前年並み、5月以降の供給量未定」と供給先に伝えたところ、 <u>商社(②)やシンナーメーカー(③)が、万が一の供給制限に備えて、4月分から供給量を半減させた。</u>	経産省から、商社やシンナーメーカーに対し、川上企業が供給継続する見通しを伝え、目詰まり解消。
<b>【2】</b> 事業者間でのタイムリーなコミュニケーションが不足 (③～④)	3月半ばに、 <u>シンナーメーカーA社(③)が4月以降のシンナー供給制限を卸小売B社(④)に通知。</u> 4月半ばには、 <u>シンナー供給量が通常通りに回復したが、A社はB社に連絡せず、またB社からA社へも確認しないままだったため、B社への供給状況が改善せず。</u>	経産省から、卸小売りB社に対し、原料・シンナーの供給改善状況を伝え、B社がシンナーメーカーA社に連絡を取り、目詰まり解消。
<b>【3】</b> 川下が実績以上の発注をすることで出荷が混乱 (③～⑤)	建設事業者から大規模修繕工事の一部を受託した <u>塗装事業者c社(⑤)は、通常2週間毎にシンナーを調達しているが、不足を心配し、卸小売りD社(④)に全工事期間1.5ヶ月分のシンナーを一括発注。</u> <u>D社を含め大量受注を受けたシンナーメーカーE社(③)が出荷調整に時間を要し、出荷遅延が発生。</u>	経産省から、塗装事業者c社に、通常通りの頻度・量での発注を要請。c社が卸小売D社に通常通りの頻度・量を発注し、目詰まり解消。

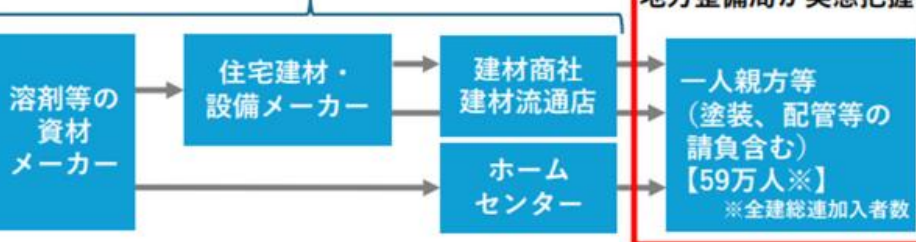
# 川中～川下の流通過程における「目詰まり対策」の強化

## 川中～川下の流通過程における「目詰まり対策」の強化

- 「日本全体として量は足りている」が、川中から川下への流通過程において「目詰まり」が発生。
  - このため、取引先との交渉力が強くない小規模事業者が多い事業者について、地方整備局・運輸局・農政局が中心となって、各地の事業者への供給実態を把握し、地方経産局と連携の上、目詰まり箇所の特定とその解消を図る。まずは、以下の事業者の実態把握を進め、順次、対象を拡大。
- ① 「工務店（一人親方等）」による「建設資材（塗料・シンナー・断熱材・塩ビ管・防水関係資材等）」の調達状況 [地方整備局]
  - ② 「自動車整備工場（バス・トラック等の運送会社を含む）」に対する「潤滑油・アドブルー」の供給状況 [地方運輸局]
  - ③ 「パン・菓子等販売店」に対する「包装資材」の供給状況 [地方農政局]

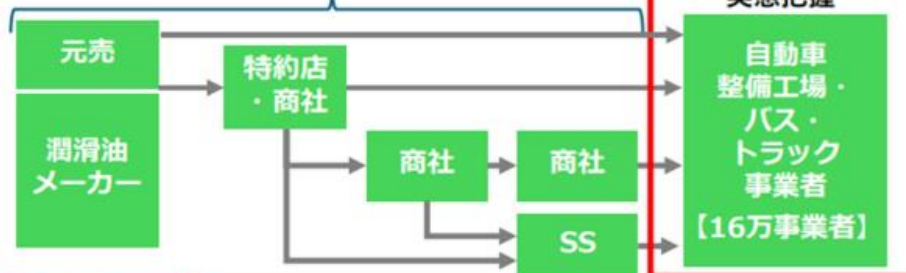
### 建設資材（シンナー等）の流通過程

地方経産局と本省（経産省・国交省）が連携し、目詰まり箇所を特定・解消



### 潤滑油の流通過程

地方経産局・運輸局が連携し、目詰まり箇所を特定・解消



### パン・菓子等の包装資材の流通過程

地方経産局・農政局が連携し、目詰まり箇所を特定・解消



## 2. 中小企業等への支援

# 関東経済産業局 中東情勢関連対策ポータル①

- 2022年2月25日付けで設置した「ウクライナ情勢・原油価格上昇等に関する特別相談窓口」を「中東・ウクライナ情勢・原油価格上昇等に関する特別相談窓口」に3月23日付で拡充し、困難な状況に直面している中小企業者に対する資金繰りや経営に関する相談を受付。
- また、4月2日に「情報提供窓口」を設置。今般の中東情勢の影響を受ける燃料油や石油由来の化学品・製品等の供給に関する情報提供を受付。

関東経済産業局 中東情勢関連対策ポータル

[https://www.kanto.meti.go.jp/chuto\\_josei.html](https://www.kanto.meti.go.jp/chuto_josei.html)



関東経済産業局ホームページ

「燃料油や石油由来の化学品・製品等の供給に関する情報提供」の受付

政府においては、燃料油や石油製品等の供給について万全の体制をとっているところですが、流通や取引の状況に影響が及ぶ場合に備えて、事業者の皆様からの情報を受け付けます。以下のフォームから情報をお寄せください。

中東・ウクライナ情勢・原油価格上昇等に関する特別相談窓口

「中東・ウクライナ情勢・原油価格上昇等に関する特別相談窓口」を設置し、困難な状況に直面している中小企業者に対する資金繰りや経営に関する相談を受け付けています。窓口の詳細は以下のページをご覧ください。

## 「燃料油や石油由来の化学品・製品等の供給に関する情報提供」の受付

### (1) 情報提供受付フォーム

燃料油：ガソリン、灯油、軽油、重油等（アスファルト、潤滑油含む）

[「燃料油等の供給に関する情報提供」の受付フォーム（外部のサイトへ）](#)

石油由来の化学品・製品等：燃料油を除く石油由来の化学製品等（アスファルト合材（コンパウンド、ルーフィング等）含む）

[「石油由来の化学品・製品等の供給に関する情報提供」の受付フォーム（外部のサイトへ）](#)

※燃料油及び石油由来の化学品・製品等の双方の情報提供をご希望される場合は、お手数をおかけいたしますがそれぞれのフォームにてご入力ください。

### (2) 情報の取扱

情報提供の連絡先に寄せられた情報については、本省及び関係機関とも連携し、必要に応じて、情報の内容・扱いについて、確認をさせていただきます場合があります。



#### 「燃料油等の供給に関する情報提供」の受付について

「燃料油等の供給に関する情報提供」の受付について  
万全の体制をとっているところですが、万一、買い占めや売り残しなどの影響が生じる場合に備えて、事業者や消費者の皆様からの情報提供を受け付けます。

情報の種類 <b>（必須）</b>	<input type="radio"/> 供給要請（実際に供給確保・調整が必要な案件） <input type="radio"/> 情報提供・ご意見（供給制約等に関する参考情報の提供）
-------------------	--

「次へ」で詳細な内容をご記入ください。

次へ

※入力フォームより一部を抜粋

#### 「石油由来の化学品・製品等の供給に関する情報提供」の受付について

「石油由来の化学品・製品等の供給に関する情報提供」の受付について、  
万全の体制をとっているところですが、万一、買い占めや売り残しなどの影響が生じる場合に備えて、事業者や消費者の皆様からの情報提供を受け付けます。

**情報の取り扱いについて【必須】**  
本フォームで提供いただいた情報は、政府の石油製品の安定供給に向けた取組や目詰まりの解消対応を目的として使用します。それ以外の目的には使用しません。また、関係省庁と経済産業省内の関係部署等に共有することがあります。

上記内容に同意する

#### 1. ご連絡先

組織名称 <b>【必須】</b> (例：株式会社〇〇) ※正式名称をご記入ください。	<input type="text"/>
組織住所 <b>【必須】</b>	<input type="text"/>

## 中東・ウクライナ情勢・原油価格上昇等に関する特別相談窓口

### 中東情勢の変化に伴い特別相談窓口を設置します

経済産業省では、昨今の中東情勢や原油価格高騰などにより影響を受ける中小企業・小規模事業者対策を行っています。今般、関東経済産業局においては、2022年2月25日付けで設置した「ウクライナ情勢・原油価格上昇等に関する特別相談窓口」を「中東・ウクライナ情勢・原油価格上昇等に関する特別相談窓口」に3月23日付で拡充し、困難な状況に直面している中小企業者に対する資金繰りや経営に関する相談を受け付けます。

### 関東経済産業局相談窓口


#### 窓口担当課

産業部 中小企業課

#### 所在地

埼玉県さいたま市中央区新都心1番地1  
さいたま新都心合同庁舎1号館10階  
電話:048-600-0321

### その他相談窓口等

▶ [中東情勢の変化に伴い中小企業・小規模事業者対策を行います（経済産業省のサイトへ）](#) 

### このページに関するお問合せは

産業部 中小企業課  
電話：048-600-0321  
メール：bzl-s-kanto-tyuuki★meti.go.jp  
※「★」を「@」に置き換えてください。

## 【窓口機関】

- 日本政策金融公庫（各支店）
- 各県信用保証協会
- 各商工会議所
- 各県中小企業団体中央会
- 地方経済産業局
- 商工中金（各支店）
- 各県商工会連合会
- 各県よろず支援拠点
- 中小企業基盤整備機構

※各窓口機関の連絡先等は以下よりご確認ください。

(URL)

[https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/antei/kokusai\\_josei/dl/madoguchi.pdf](https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/antei/kokusai_josei/dl/madoguchi.pdf)



中小企業庁ホームページ  
窓口リスト

# セーフティネット貸付（経営環境変化対応資金）の概要

## 対象者

- 社会的、経済的環境の変化等外的要因により、一時的に売上の減少等業況悪化をきたしているが、中長期的にはその業況が回復し発展することが見込まれる中小企業・小規模事業者

## 対象要件

- 最近3ヶ月の売上が前年同期または前々年同期に比べて5%以上減少等  
→ **特別相談窓口が設置された災害・事象**による影響を受けた場合、**数値要件を満たさず**とも、資金繰りに著しい支障をきたしている又はきたすおそれがあれば対象

## 制度内容

- 対象資金 設備資金及び運転資金
- 貸付限度額 中小企業事業：7億2,000万円  
国民生活事業：7,200万円
- 貸付期間 設備資金20年以内、運転資金10年以内
- 据置期間 3年以内
- 貸付利率 基準利率（中小企業事業：2.55%、国民生活事業：3.25%）＜令和8年4月現在（注）＞

4/1より、赤字部分を追加し、  
金利引下げの対象要件拡充を実施

- ➔ 以下の要件に該当する場合は、上記利率から0.4%を控除  
原油価格上昇をはじめとした原材料・エネルギーコスト増の影響または**中東**・ウクライナ情勢の変化の影響を受けており、かつ、最近における**売上高**、売上高総利益率または売上高営業利益率が前期に比し5%以上減少している場合

（注）貸付期間5年以内の標準的利率。実際の適用利率は担保の有無や信用リスク等により異なる。